

様式第 2 号（第 5 条関係・全体評価）

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部 局 名： 都市整備部

事業種名： 1 市街地の整備

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

市街地の整備にあたっては、主に次の事項により環境配慮方針の具体化に努めているところである。

建設副産物の再利用、再資源化を推進すること

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

工事に伴い発生するコンクリート殻等については全てリサイクルするよう努めた。また、公園及び幹線道路の緑化に努め、樹種は郷土種の採用に配慮した。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

環境配慮の充実に資するため、従前の取組みを継続、発展させるとともに、新たに取り組むことができる事項を常に把握し、速やかに実施する方針である。

4 課 題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

特になし。

5 事業一覧

（様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表 - 2 のとおり。

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成29年度

部局名：都市整備部

事業種名：市街地の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	八潮南部西一体型特定土地区画整理事業	施工段階	26	26	100	5
	合計		26	26		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部

課・所・室名 八潮新都市建設事務所

事業の種類	1 市街地の整備	事業名	八潮南部西一体型特定土地区画整理事業
事業の規模	99.1ha	実施場所	八潮南部西地内
計画期間	平成9年度～平成36年度	段階	設計・実施段階
<p>事業の概要：</p> <p>この事業は、つくばエクスプレス沿線地域である八潮市の南部地区において、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」に基づき、一体型特定土地区画整理事業を実施するものである。これにより、都市基盤の整備（道路、上・下水道、公園、調整池等）や交通利便性の高い、良質な宅地の供給を行うものである。</p>			

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・工事に伴い発生するコンクリート殻等については全てリサイクルするように努めている。
- ・公園及び幹線道路の緑化に努め、樹種は郷土種の採用に配慮している。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 1 市街地の整備に関する環境配慮方針

事業名	八潮南部西一体型特定土地区画整理事業
-----	--------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現	市街化進捗別			配慮時期			チェック	
	既成市街地	進行市街地	新市街地	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の実施に当たっては、下水道や廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図る。								
個別事項	国土利用計画、都市計画等の各種土地利用計画との整合を図る。						✓	✓
	公共下水道整備計画との整合を図る。						✓	✓
	廃棄物処理計画との整合を図る。						✓	✓
	周辺の道路や公共交通機関等の整備と調整を図り、事業の実施に努める。						✓	✓
基本的配慮事項 2 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。								
個別事項	幹線道路の沿道については、騒音に対して緩衝効果のある緑地や建物の誘導を検討する。						✓	✓
	水質保全のため、下水道の整備と調整を図り、事業の実施に努める。						✓	✓
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定し、大気汚染・粉じん・騒音・振動等の環境の保全に努める。						✓	✓
	工事の施工に当たって、地盤沈下対策等を図るとともに周辺の地下水に影響を与えないように配慮する。						✓	✓
基本的配慮事項 3 雨水の地下浸透や有効利用、中水道システムの導入等により、地域の水循環の保全に配慮する。								
個別事項	幹線道路の歩道部や植樹帯及び区画道路・緑道については、透水性舗装など雨水浸透施設の採用を推進する。						✓	✓
	公園内に雨水貯留利用施設の設置を検討する。						-	-
	市街地再開発事業等による大規模な建築物については中水又は雨水利用システムの導入を促進する。						-	-
	調整池に貯留した雨水を利用した中水道施設などの導入を検討する。						-	-
基本的配慮事項 4 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。								
個別事項	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。						✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						✓	✓
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。						✓	✓
基本的配慮事項 5 電波障害、日照障害、風害により、生活環境に著しい支障が生じないように配慮する。								
個別	中高層建築物について、電波障害の発生の抑制に努めるとともに、障害対策の実施に当たっては、都市型CATV等の活用を促進する。						-	-

事項	日照障害の緩和のために、地区計画等の活用を促進する。							✓	✓
	幹線道路や鉄道の沿線については住居専用系以外の用途指定地域の採用を検討する。							✓	✓
	高層建築物について、風害対策の施設の設置を促進する。							-	-
	土地利用計画を作成する際は、日照障害や風害等について考慮しながら、公園・緑地・道路の配置を検討する。							✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		市街化進捗別			配慮時期			チェック	
		既成市街地	進行市街地	新市街地	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 良好な樹林地、緑地等の地域の自然環境の保全に配慮する。									
個別事項	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。							-	-
	集合農地区を設けるなど、一団の緑地の確保に努める。							✓	✓
	屋敷林等は、できるだけ保全できるよう道路計画や補償方法等に配慮する。							-	-
基本的配慮事項 2 ビオトープ創造手法等による野生生物の生息・生育空間の確保など地域の健全な生態系の維持に配慮するとともに、良好な樹林地その他の緑地、地域の自然景観、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。									
個別事項	地区計画や緑地協定等の活用を促進し良好な樹林地、その他の緑地、地域の景観、歴史的環境等の保全と創造に努める。							-	-
	大規模な公園、調整池及び水路の整備、改修等に当たっては、ビオトープ創造により生態系の保全に配慮する。							-	-
	さいたまレッドデータブックに基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造手法などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。							-	-
	公園・緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。							-	-
	野生生物の生息・生育地である樹林地については、保全に努める。 連続した屋敷林は、可能な保全策を検討する。							-	-
基本的配慮事項 3 開発等においては、良好な樹林地をできるかぎり保全するとともに、樹林地やその他の緑地、水辺空間など、自然的環境の創出を推進する。									
個別事項	良好な樹林地をできる限り残すなど環境に配慮する。							-	-
	公園等の樹木や植物の選定に当たっては、郷土種の採用に努める。							✓	✓
	調整池、公園及び幹線道路の緑化に努め、連続した緑となるよう配慮する。							✓	✓
	歩行者道路のネットワーク化を図る上で適宜緑道の配置に努める。							✓	✓
	区域内の河川や用水等については、緑化や水辺域の生態系に配慮する。 地区計画や緑地協定等の活用を促進し、うるおいのある環境の創造を促進する。							✓	✓
基本的配慮事項 4 身近に自然とふれあえる場の創出を推進する。									

個別事項	公園の整備に当たっては、水と緑の創出に配慮する。								-	-
	古くからの小径などについては、歩行者専用道路としての利用を検討する。								-	-
	基幹道路の両側には、緑道の配置を検討する。								✓	✓
	区域内の河川や用水の整備に際しては、親水護岸の採用や多自然型に配慮する。								-	-
	公共、公益施設などの敷地については、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。								✓	✓
基本的配慮事項 5										
自然的要素の多い都市景観の形成に配慮するとともに、歴史的環境等の保全に配慮する。										
個別事項	地区計画や緑地協定等の活用を促進し、自然的景観の形成に配慮する。								✓	✓
	斜面林や河岸段丘等を含む場合は、その景観の保全に配慮する。								-	-
	集落周辺で行う事業の場合は、集落のもつ歴史的な景観等との調和に配慮する。								-	-
	河川や用水の整備に際しては、親水護岸や多自然型護岸の採用を検討する。								-	-
	幹線道路や鉄道の沿線については、連続的な樹木の配置を検討する。								✓	✓
	道路における植樹帯や植樹柵など、自然的景観の形成に配慮する。								✓	✓
	自然的景観を配慮するところでは、ビューポイント・アイストップなどを考慮した区画道路の設計に努める。								-	-
	緑地協定などにより、シンボルツリーなどの植栽を誘導する。								-	-
	文化財指定区域については保全に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。								-	-
歴史的資産については、モニユメント的な利用を図る。								-	-	
貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。								-	-	

基本方向 3 地球環境の保全の推進と県民等の自主的取組の促進		市街化進捗別			配慮時期		チェック			
		既成市街地	進行市街地	新市街地	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1										
地域冷暖房や熱電併給システム（コージェネレーション）の導入、建築物の省エネルギー化、自然エネルギーの利用等により、有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮する。										
個別事項	大規模な建築物が集積する地域では、権利者(建物所有者)に対して地域冷暖房やコージェネレーションの導入を促進する。								-	-
基本的配慮事項 2										
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供しよう努める。										
個別事項	建築物の形態、省エネルギー、雨水利用等の環境への配慮についての情報の提供を図る。								-	-
	環境に配慮したまちづくりの広報活動を推進する。								✓	✓

実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
100.0	26	26

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。